**医療法人設立認可申請書チェックリスト**

１　必要書類の漏れがないか確認してください。確認に使用したチェックリストを申請書（素案）と一緒に提出してください。

２　掲載様式を使用し、文書作成ソフトで作成してください。

**著しく不備な書類は受付できません。**

３　今回の設立申請に係る重要事項は、設立総会における議決事項です（議事録掲載のとおり）。申請書（素案）提出後に重要事項を変更することはできません。提出後著しく重要事項の変更が発生するような場合は、次回以降の申請となることもありますので、ご了承ください。

４　次の書類以外に内容確認のために追加書類の提出をお願いすることがあります。

医療法人の名称

※確認欄の左列のチェックボックスを使用し、必要書類を確認してください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 確認欄 | 項目 | 様式 | 注意事項 |
| □ | □ | 医療法人設立認可申請書 | １ | 日付欄は空欄 |
| □ | □ | 定款（寄附行為） |  |  |
| □ | □ | 設立趣意書 | ２ |  |
| □ | □ | 設立当初において医療法人に所属すべき財産の財産目録 | ３ | 基準日あり |
| □ | □ |  | 設立財産目録の明細書 |  | 基準日あり拠出額の証明が必要な場合あり |
| □ | □ |  | 不動産の鑑定書 |  | 不動産を拠出する場合のみ添付 |
| □ | □ |  | 預金残高証明書 |  | 基準日現在の残高の証明※金融機関の押印がないものは不可※拠出(寄附)額以上の残高があれば可 |
| □ | □ |  | 振込通知書（社保・国保）の写し |  | 直近２か月の診療分のみ拠出(寄附)可 |
| □ | □ |  | 減価償却一覧表 |  | 基準日あり |
| □ | □ |  | 設立時の負債内訳書 | ４ | 基準日あり |
| □ | □ |  | 引継ぐ借入金額の計算書 |  |  |
| □ | □ |  | 負債根拠資料 |  | 金銭消費貸借契約書（約款を含む）、返済予定表、工事請負契約書、売買契約書、見積書、請求書、領収書、リース契約書（約款を含む）、支払予定表等 |
| □ | □ |  | 負債残高証明及び債務引継承認願 | ５、６ | 借入に係わるもの（様式５）、リース物件に係わるもの（様式６） |
|  |  |  |  |  |  |

**医療法人設立認可申請書チェックリスト**

医療法人の名称

※確認欄の左のチェックボックスを使用し、必要書類を確認してください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 確認欄 | 項目 | 様式 | 注意事項 |
| □ | □ | リース契約引継承認願 | ６-２ |  |
| □ | □ |  | リース契約書（写し） |  | 現行のものの写し（約款を含む） |
| □ | □ |  | リース支払予定表 |  |  |
| □ | □ | 開設しようとする診療所（病院）の概要 | ７、１６ | 診療所用（様式７）、病院及び療養病床を有する診療所用（様式１６） |
| □ | □ |  | 周辺の概略図 |  | 最寄り駅等、交通経路、目標を表示 |
| □ | □ |  | 敷地図 |  | 地積図が望ましいビルの一室を賃借している場合はフロア図を添付 |
| □ | □ |  | 平面図 |  | 構造、出入口、各室の用途等を表示 |
| □ | □ |  | 賃貸借契約書（写し） |  | 現行のものの写し転貸物件の場合は、所有者と転貸人との賃貸借契約書（写し）等も必要 |
| □ | □ |  | 覚書 | １３ |  |
| □ | □ |  | 近傍類似 | １２ | 役員就任予定者等と物件を契約する場合のみ添付 |
| □ | □ |  | 土地及び建物の登記事項証明書 |  | 契約の物件のもの |
| □ | □ | 役員及び設立者の履歴書 | ８ | 設立総会の日付 |
| □ | □ |  | 印鑑登録証明書 |  | なるべく新しいもの |
| □ | □ | 役員就任承諾書 | ９ | 設立総会の日付 |
| □ | □ | 管理者就任承諾書 | １０ | 設立総会の日付 |
| □ | □ | 管理者医師（歯科医師）免許証(写し)臨床研修修了登録証（写し） |  | 原寸大、管理者と理事長が同一人物の場合は１枚で可 |
| □ | □ | 理事長医師（歯科医師）免許証(写し) |
| □ | □ | 役員及び社員の名簿 | １１ | 設立総会の日付 |
| □ | □ | 設立代表者の原本証明 | １４ | 日付欄は空欄 |
| □ | □ | 設立総会議事録 | １５ | 基準日翌日以降、申請書(素案)提出日前日以前の開催日であること |
| □ | □ | 設立後２年間の事業計画 | １７ | 基準日あり |
| □ | □ |  | 設立後２年間の予算書 |  |  |
| □ | □ | 委任状 | １８ | 設立総会の日付 |

* 基準日は「医療法人設立認可申請手続きについてのお願い」に掲載しています。
* 作成するときは、様式に掲載する「注」、「作成上の注意」も参照してください。

（様式１）

※作成するときは、ヘッダーと破線で囲んだ様式名、留意事項を削除してください。

医療法人設立認可申請書

令和　　年　　月　　日

横　浜　市　長

※設立代表者個人の住所を記載してください

住　所

※法人名・設立代表者名にはふりがなをふってください

ふりがな

申請者　医療法人○○会

２穴パンチで文字にかからないように開け、紐で綴じてください

　　　　設立代表者　○○○○

電　話　 （ ）

※設立代表者個人の電話番号を記載します。医療施設の電話番号ではありません。

医療法第44条及び同法施行規則第31条の規定に基づき、次のとおり医療法人を設立したいので申請します。

１　名　称

２　主たる事務所の所在地

３　開設しようとする病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の名称及び開設

場所

４　病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の開設以外の業務を併せて行う場合

　は、その業務の概要

注１．日付欄は空欄にすること。

注２．住所は印鑑登録証明書と同じ表記にすること。

| 社団医療法人の定款例（基金拠出型） | 備 考 |
| --- | --- |
| 医療法人○○会定款第１章 名称及び事務所（名称）第１条 本社団は、医療法人○○会と称する。（事務所）第２条 本社団は、事務所を横浜市○○区○丁目○番○号に置く。第２章 目的及び事業（目的）第３条 本社団は、診療所を経営し、科学的でかつ適正な医療を普及することを目的とする。（事業）第４条 本社団の開設する診療所の名称及び開設場所は、次のとおりとする。○○診療所 横浜市○○区○丁目○番○号第３章 基 金（募集）第５条 本社団は、その財政的基盤の維持を図るため、基金を引き受ける者の募集をすることができる。（返還義務）第６条 本社団は、基金の拠出者に対して、本社団と基金の拠出者との間の合意の定めるところに従い返還義務（金銭以外の財産については、拠出時の当該財産の価額に相当する金銭の返還義務）を負う。（返還手続き）第７条 基金の返還は、定時社員総会の決議によって行わなければならない。２ 本社団は、ある会計年度に係る貸借対照表上の純資産額が次に掲げる金額の合計額を超える場合においては、当該会計年度の次の会計年度の決算の決定に関する定時社員総会の日の前日までの間に限り、当該超過額を返還の総額の限度として基金の返還をすることができる。(1) 基金（代替基金を含む。）(2) 資産につき時価を基準として評価を行ったことにより増加した貸借対照表上の純資産額３ 前項の規定に違反して本社団が基金の返還を行った場合には、当該返還を受けた者及び当該返還に関する職務を行った業務執行者は、本社団に対し、連帯して、返還された額を弁済する責任を負う。４ 前項の規定にかかわらず、業務執行者は、その職務を行うについて注意を怠らなかったことを証明したときは、同項の責任を負わない。５ 第３項の業務執行者の責任は、免除することができない。ただし、第２項の超過額を限度として当該責任を免除することについて総社員の同意がある場合は、この限りでない。６ 第２項の規定に違反して基金の返還がされた場合においては、本社団の債権者は、当該返還を受けた者に対し、当該返還の額を本社団に対して返還することを請求することができる。（返還に係る債権）第８条 基金の返還に係る債権には、利息を付することができない。（代替基金）第９条 基金の返還をする場合には、返還をする基金に相当する金額を代替基金として計上しなければならない。２ 前項の代替基金は、取り崩すことができない。第４章 資産及び会計（資産の構成）第10条 本社団の資産は次のとおりとする。(1) 設立当時の財産(2) 設立後寄附された金品(3) 事業に伴う収入(4) その他の収入２ 本社団の設立当時の財産目録は、主たる事務所において備え置くものとする。（資産の管理）第11条 本社団の資産は、社員総会又は理事会で定めた方法によって、理事長が管理する。第12条 資産のうち現金は、医業経営の実施のため確実な銀行又は信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管する。（予算の議決）第13条 本社団の収支予算は、毎会計年度開始前に理事会及び社員総会の議決を経て定める。（会計年度）第14条 本社団の会計年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。（決算の承認）第15条 本社団の決算については、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「事業報告書等」という。）を作成し、監事の監査、理事会の承認及び社員総会の承認を受けなければならない。２ 本社団は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本社団の定款を事務所に備えて置き、社員又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。３ 本社団は、毎会計年度終了後３月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を横浜市長に届け出なければならない。（剰余金の処分）第16条 決算の結果、剰余金を生じたとしても、配当してはならない。第５章 社 員（社員資格の取得）第17条 本社団の社員になろうとする者は、社員総会の承認を得なければならない。２ 本社団は、社員名簿を備え置き、社員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。（社員資格の喪失）第18条 社員は、次に掲げる事由によりその資格を失う。(1) 除 名(2) 死 亡(3) 退 社２ 社員であって、社員たる義務を履行せず本社団の定款に違反し又は品位を傷つける行為のあった者は、社員総会の議決を経て除名することができる。（退社）第19条 やむを得ない理由のあるときは、社員はその旨を理事長に届け出て、（又は理事長に届け出て、社員総会の承認を得て）退社することができる。第６章 社員総会（会議の開催）第20条 理事長は、定時社員総会を、毎年２回、３月及び５月に開催する。２ 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時社員総会を招集することができる。３ 理事長は、総社員の５分の１以上の社員から社員総会の目的である事項を示して臨時社員総会の招集を請求された場合には、その請求があった日から２０日以内に、これを招集しなければならない。４ 社員総会の招集は、期日の少なくとも５日前までに、その社員総会の目的である事項、日時及び場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で社員に通知しなければならない。（議長の選任）第21条 社員総会の議長は、社員の中から社員総会において選任する。（議決事項）第22条 次の事項は、社員総会の議決を経なければならない。(1) 定款の変更(2) 毎事業年度の事業計画の決定又は変更(3) 収支予算及び決算の決定又は変更(4) 重要な資産の処分(5) 借入金額の最高限度の決定(6) 社員の入社及び除名(7) 本社団の解散(8) 他の医療法人との合併若しくは分割に係る契約の締結又は分割計画の決定２ その他重要な事項についても、社員総会の議決を経ることができる。（議決の方法）第23条 社員総会は、総社員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、決議することができない。２ 社員総会の議事は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した社員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。３ 前項の場合において、議長は、社員として議決に加わることができない。（議決権及び選挙権）第24条 社員は、社員総会において各１個の議決権及び選挙権を有する。（書面議決及び代理人）第25条 社員総会においては、あらかじめ通知のあった事項のほかは議決することができない。ただし、急を要する場合はこの限りではない。２ 社員総会に出席することのできない社員は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面又は代理人をもって議決権及び選挙権を行使することができる。ただし、代理人は社員でなければならない。３ 代理人は、代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。（議決権のない場合）第26条 社員総会の議決事項につき特別の利害関係を有する社員は、当該事項につきその議決権を行使できない。（議事録）第27条 社員総会の議事については、次の事項の内容を記載（又は記録）した議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。(1) 開催の日時及び場所(2) 社員の現在数及び氏名(3) 出席社員の数及び氏名(4) 議事の経過の要領及びその結果(5) 決議を要する事項について特別の利害関係を有する社員があるときは、当該社員の氏名(6) 出席した理事又は監事の氏名(7) 議長の氏名(8) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名(9) その他法令で定める事項２ 議事録には議長及び議事録署名人が、署名（若しくは記名押印又は電子署名）する。ただし、議事録署名人は、社員総会において出席社員のうちから選出する。（細則）第28条 社員総会の議事についての細則は、社員総会で定める。第７章 役 員（役員の種類及び定数）第29条 本社団に次の役員を置く。(1) 理 事 ３名以上５名以内 うち 理事長 １名(2) 監 事 １名（役員の選任）第30条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。２ 理事長は、理事会において、理事の中から選出する。３ 本社団の開設する診療所の管理者は、必ず理事に加えなければならない。ただし、横浜市長の認可を受けた場合はこの限りではない。４ 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。５ 理事又は監事のうち、その定数の５分の１を超える者が欠けたときは、１月以内に補充しなければならない。（役員の職務及び権限）第31条 理事長は本社団を代表し、本社団の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。２ 理事長は、本社団の業務を執行し、（例１）３箇月に１回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。（例２）毎事業年度に４箇月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。３ 理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ定めた順位に従い、理事がその職務を行う。４ 監事は、次の職務を行う。(1) 本社団の業務を監査すること。(2) 本社団の財産の状況を監査すること。(3) 本社団の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後３月以内に社員総会及び理事会に提出すること。(4) 第１号又は第２号による監査の結果、本社団の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを横浜市長、社員総会又は理事会に報告すること。(5) 第４号の報告をするために必要があるときは、社員総会を招集すること。(6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類、その他の資料を調査し、法令若しくはこの定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。５ 監事は、本社団の理事又は職員（本社団の開設する診療所の管理者その他の職員を含む。）を兼ねてはならない。（役員の任期）第32条 役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。２ 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。３ 役員は、第29 条に定める員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。（役員の解任）第33条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事の解任の決議は、出席した社員の議決権の３分の２以上の賛成がなければ、決議することができない。（役員の報酬等）第34条 役員の報酬等は、（例１）社員総会の決議によって別に定めるところにより支給する。（例２）理事及び監事について、それぞれの総額が、○○円以下及び○○円以下で支給する。（例３）理事長○円、理事○円、監事○円とする。（競業及び利益相反取引の制限）第35条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。(1) 自己又は第三者のためにする本社団の事業の部類に属する取引(2) 自己又は第三者のためにする本社団との取引(3) 本社団がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における本社団とその理事との利益が相反する取引２ 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。（責任の一部免除又は限定）第36条 本社団は、役員が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により免除することができる。２ 本社団は、非理事長理事等との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任について、当該非理事長理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに、損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、○円以上で本社団があらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。第８章 理事会（構成）第37条 理事会は、すべての理事をもって構成する。（職務）第38条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。(1) 本社団の業務執行の決定(2) 理事の職務の執行の監督(3) 理事長の選出及び解職(4) 重要な資産の処分及び譲受けの決定(5) 多額の借財の決定(6) 重要な役割を担う職員の選任及び解任の決定(7) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止の決定（招集）第39条 理事会は、（例１）各理事が招集する。（例２）理事長（又は理事会で定める理事）が招集する。この場合、理事長（若しくは理事会で定める理事）が欠けたとき又は理事長（若しくは理事会で定める理事）に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。２ 理事長（又は理事会で定める理事、又は各理事）は、必要があると認めるときは、いつでも理事会を招集することができる。３ 理事会の招集は、期日の１週間前までに、各理事及び各監事に対して理事会を招集する旨の通知を発しなければならない。４ 前項にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催できる。（議長）第40条 理事会の議長は、理事長とする。（理事会の決議）第41条 理事会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、議決事項について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。２ 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について特別の利害関係を有する理事を除く理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がその提案について異議を述べたときはこの限りでない。（議事録）第42条 理事会の議事については、次の事項の内容を記載（又は記録）した議事録を作成し、理事会の日から10年間主たる事務所に備え置く。(1) 開催の日時及び場所(2) 理事及び監事の現在数及び氏名(3) 出席した理事及び監事の数及び氏名(4) 議事の経過の要領及びその結果(5) 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名(6) その他法令で定める事項２ 理事会に出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名（若しくは記名押印又は電子署名）する。（細則）第43条 理事会の議事についての細則は、理事会で定める。第９章 定款の変更（定款の変更）第44条 この定款は、社員総会の議決を経、かつ、横浜市長の認可を受けなければ変更することができない。第10章 解散、合併及び分割（解散）第45条 本社団は、次の事由によって解散する。(1) 目的たる業務の成功の不能(2) 社員総会の決議(3) 第４条に掲げる診療所のすべてを廃止したとき(4) 他の医療法人との合併(5) 社員の欠亡(6) 破産手続開始の決定(7) 設立認可の取消し２ 本社団は、総社員の４分の３以上の賛成がなければ、前項第２号の社員総会の決議をすることができない。３ 第１項第１号又は第２号の事由により解散する場合は、横浜市長の認可を受けなければならない。（清算人）第46条 本社団が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、社員総会の議決によって理事以外の者を選任することができる。２ 清算人は、前条第１項第３号又は第５号の事由によって本社団が解散した場合には、横浜市長にその旨を届け出なければならない。３ 清算人は、次の各号に掲げる職務を行い、又、当該職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。(1) 現務の結了(2) 債権の取立て及び債務の弁済(3) 残余財産の引渡し（残余財産）第47条 本社団が解散した場合の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、次の者から選定して帰属させるものとする。(1) 国(2) 地方公共団体(3) 医療法第31条に定める公的医療機関の開設者(4) 都道府県医師会又は郡市区医師会（一般社団法人又は一般財団法人に限る。）(5) 財団たる医療法人又は社団たる医療法人であって持分の定めのないもの（合併）第48条　本社団は、総社員の同意があるときは、横浜市長の認可を得て、他の社団たる医療法人又は財団たる医療法人と合併することができる。（分割）第49条 本社団は、総社員の同意があるときは、横浜市長の認可を得て、分割することができる。第11章 雑 則（公告の方法）第50条 本社団の公告は、（例１）官報に掲載する方法によって行う。（例２）法令に定める場合を除き、○○新聞に掲載する方法によって行う。（例３）法令に定める場合を除き、電子公告（ホームページ）によって行う。（例３の場合）２ 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報（又は○○新聞）に掲載する方法によって行う。（他法との関係）第51条 この定款に定めがない事項については、医療法、民法その他の法令による。（施行細則）第52条 この定款の施行細則は、理事会及び社員総会の議決を経て定める。附 則第１条 本社団設立当初の役員は、次のとおりとする。 理事長 ○ ○ ○ ○ 理 事 △ △ △ △ 同 △ △ ○ ○ 監 事 □ □ □ □第２条 本社団の最初の会計年度は、第14条の規定にかかわらず、設立の日から最初に到来する○月○日までとする。第３条 本社団設立当初の役員の任期は、第32条第１項の規定にかかわらず、令和○年○月○日までとする。 | ・ビルの一室を事務所とする場合は、階数（部屋番号）まで定めてください。（ビル名も定めることが望ましい。）・病院又は介護老人保健施設を開設するときは、定款第３条、第４条に開設する施設を掲げてください。（※１参照）・複数の診療所を開設する場合は、すべてこれを記載してください。・開設する診療所が１箇所の場合は第２条の事務所と所在地は原則として同じにしてください。・取り崩すことができない科目をすべて掲げてください。・土地・建物等を拠出（寄附）する場合は、これを基本財産とすることが望まれます。この場合、定款に基本財産の条項を挿入する必要があります。（※２参照）・任意に１年間を定めても差し支えありません。（法第53条参照）・退社について社員総会の承認の議決を要することとしても差し支えありません。・（　）内の下線部は、選択できる内容です。以下同じ。　・定時社員総会は、収支予算の決定と決算の決定のため年２回以上開催します。・５分の１を下回る割合を定めることも可能です。・招集の通知は、定款で定めた方法により行います。書面のほか電子的方法によることも可能です。・土地・建物等を拠出し、これを基本財産とする場合、定款に定める社員総会の議決事項に基本財産の条項を挿入する必要があります。（※２参照）・社員総会の議事録は、電磁的記録によって作成することも可能です。（法施行規則第31条の３の２、第31条３の３及び第31条３の４参照）・電子署名：法施行規則第31条の５の５参照・役員は、理事３名以上及び監事１名以上を置くことが原則です。（法第46条の５第１項）・病院又は介護老人保健施設を開設するときは、開設する施設を掲げてください。（※１参照）・理事の職への再任を妨げるものではありません。・この報告は、現実に開催された理事会において行わなければならず、報告を省略することはできません。・病院又は介護老人保健施設を開設するときは、開設する施設を掲げてください。（※１参照）・３分の２を上回る割合を定めることもできます。・役員の報酬等について、定款にその額を定めていないときは、社員総会の決議によって定める必要があります。・定款又は社員総会の決議において理事の報酬等の「総額」を定める場合、各理事の報酬等の額はその額の範囲内で理事会の決議によって定めることも差し支えありません。ただし、監事が２人以上あるときに監事の報酬等の「総額」を定める場合は、各監事の報酬等は、その額の範囲内で監事の協議によって定めます。また、「総額」を上回らなければ、再度、社員総会で決議することは必ずしも必要ではありません。・本条を規定するか否かは任意です。・非理事長理事等は、法第47条の２で準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第115条参照。・原則、各理事が理事会を招集しますが、理事会を招集する理事を定款又は理事会で定めることができます。・１週間を下回る期間を定めることもできます。・過半数を上回る割合を定めることもできます。・本項を規定するか否かは任意です。・理事会の議事録は、電磁的記録によって作成することも可能です。（法施行規則第31条の５の４及び第31条の５の５参照）・署名し、又は記名押印する者を、理事会に出席した理事長及び監事とすることも可能です。・この条文の第１項第３号は、法第55条第1項第1号の「定款をもって定めた解散事由」です。その他は法に規定されている事由です。・病院又は介護老人保健施設を開設するときは、開設する施設を掲げてください。（※１参照）※社会医療法人、特定医療法人、持分あり医療法人は、分割の規定から除外されています。（法第60条参照）・法第44条第４項参照。・設立の日から２年以内の日付を設定してください。 |

**※１ 病院又は介護老人保健施設を開設するときは、定款第３条、第４条、　　　第３０条、第３１条及び第４５条に開設する施設を掲げてください。**

【例】

（目的）

第３条 本社団は、病院、診療所及び介護老人保健施設を経営し、科学的でかつ適正な医療及び要介護者に対する看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等を普及することを目的とする。

**※２　土地、建物等を拠出(寄附)し、これを基本財産とする場合においては、　　定款第１１条及び第２３条を下記のとおりとしてください。**

（基本財産）

第１１条　本社団の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。

（１）………

（２）………

（３）………

２　基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由がある場合には、理事会及び社員総会の議決を経て、処分し、又は担保に供することができる。

（以下１条ずつ繰り下げる）

（議決事項）

第２３条　次の事項は社員総会の議決を経なければならない。

（１）定款の変更

（２）基本財産の設定及び処分（担保提供を含む）

（３）毎事業年度の事業計画の決定又は変更

（以下、１号ずつ繰り下げる）

設立趣意書

（様式２）

１　開設からの発展経過

※「理事長の履歴書（様式８）」との整合性に注意。

以下の事を盛り込み文章化してください。

・診療所の開設年月（医療法の届出による開設年月）

（例）

設立代表者○○○○は平成○○年○月に（所在地、医療施設名称）を開設した。等）

・開設当時の外来患者数（一日平均）と、現在の外来患者数（一日平均）

・入院設備がある場合、現在の入院患者数

・地域医療への貢献、診療所の発展理由

２　法人の設立意図

* 法人設立の意図について文章化してください。また、医師会への加入や公的活動があればその内容も記載してください。
* 法人の名称の由来を記載してください。

（例）

診療所運営のほか、○○学校の学校医、予防接種、○○休日急患診療所の運営等、公的

活動を通じて地域医療に貢献してきた。

今後もこれらを続けるとともに、医療と家計の分離を図り経営の近代化を目的として

法人化をおこなう。

法人の名称の由来は～～～

３　事業内容

※「開設しようとする診療所（病院）の概要（様式７）（様式１６）」との整合性に注意。

（例）

従業者数　医　師（常勤）１人、医師（非常勤）１人

看護師（常勤）２人、准看護師（常勤）１人、事務員（常勤）２人

診療科目　○○科、△△科

診 療 日　日曜日及び祝日を除く毎日

４　事業計画

※「設立後２年間の事業計画（様式１７）」を要約して記載します。

記載内容の整合に注意してください。

　　初年度（令和○年○月○日　～　令和○年○月○日）

（例）常勤看護師を１名雇用して診療体制を強化する。（予算額○○万円）

　　次年度（令和○年○月○日　～　令和○年○月○日）

（例）エックス線装置を更新する。（予算額○○万円）

５　当診療所において令和○年○月○日開催の設立総会において次の事項を確認して医療法人設立に賛同する。

①医療法人設立趣旨承認

②社員確認

※拠出だけなら(寄附)を削除します。以下全ての書類において同じです。

③定款承認

④拠出(寄附)申込み及び設立時の財産目録承認

⑤初年度及び次年度の事業計画案並びにこれに伴う予算案承認

⑥役員及び管理者選任

⑦設立代表者選任

⑧本法人の開設する診療所の建物を賃借する契約の承認

⑨本法人の使用する医療機器等のリース契約引継の承認

令和　　年　　月　　日

←（設立総会開催年月日を記載）

医療法人○○会　　設立代表者　○○○○　印

（様式３）

設立当初において医療法人に所属すべき財産の財産目録

（令和　　年　　月　　日現在）

※財産目録の基準日を記入してください

（例：３月３１日）

１．資産額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

２．負債額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

３．純資産額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

（内訳）

|  |  |
| --- | --- |
| 科　　　　　目 | 金　　　　　額（単位：円） |
| Ａ．基 本 財 産※基本財産がない場合は、「Ａ.基本財産」の項目ごと削除し、下欄のＢ,Ｃ,Ｄ,Ｅ（Ａ＋Ｂ）,（Ｃ－Ｄ）を修正します。土　地建　物その他 |  |
| Ｂ．通 常 財 産流 動 資 産預　　　金医業未収金その他の流動資産有形固定資産土　地建　物医療用器械備品車両その他の有形固定資産無形固定資産電話加入権その他の無形固定資産その他の資産保証金（建物） |  |
| Ｃ．資産合計（Ａ＋Ｂ） |  |
| Ｄ．負債合計 |  |
| Ｅ．純資産額（Ｃ－Ｄ） |  |

注：科目欄は、必要に応じて加除してください。

　　（該当のない科目は削除してください）

設立財産目録の明細書

Ａ．基本財産

土　地

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 所　　　在　　　地 | 面　　　積 | 評　価　額 | 拠出(寄附)者氏名 |
|  | ㎡ | 円 |  |

* 不動産の鑑定書を添付　　　この項目に該当がなければ項目ごと削除してください

建　物

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 所　　　在　　　地 | 延　面　積 | 評　価　額 | 拠出(寄附)者氏名 |
|  | ㎡ | 円 |  |

* 不動産の鑑定書を添付　　　この項目に該当がなければ項目ごと削除してください

Ｂ．通常財産

預　金

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 預　　金　　先 | 種　　類 | 口　　数 | 金　　　額 | 拠出(寄附)者氏名 |
| ○○銀行○○支店△△銀行△△支店 | 普通預金定期預金 | １１ | 円円 |  |
| 小　　　　　計 |  |  | 円 |  |

* 銀行等の預金残高証明書を添付　（拠出（寄附）額以上の残高があれば可）

医業未収金

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 種　　　　　　　類 | 月　　　　分 | 評　価　額 | 拠出(寄附)者氏名 |
| 社会保険診療報酬国民健康保険診療報酬 | ○月分、△月分○月分、△月分 | 円円 |  |
| 小　　　　　　　計 |  | 円 |  |

* 銀行等への振込通知書の写しを添付（拠出（寄附）額以上の振込があれば可）

医療用器械備品

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 品　　　　　　　名 | 規　格　数　量 | 評　価　額 | 拠出(寄附)者氏名 |
| エックス線装置電　気　メ　ス | １１ | 円円 |  |
| 小　　　　　　　計 |  | 円 |  |

* 減価償却一覧表、評価書を添付

車両

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 品　　　　　　　名 | 規　格　数　量 | 評　価　額 | 拠出(寄附)者氏名 |
|  |  | 円 |  |
| 小　　　　　　　計 |  | 円 |  |

* 減価償却一覧表添付

電話加入権

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 局　　　　　　　番 | 番　　　　号 | 評　価　額 | 拠出(寄附)者氏名 |
|  |  | 円 |  |
| 小　　　　　　　計 |  | 円 |  |

その他の資産

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 品　　　　　　　名 | 規　格　数　量 | 評　価　額 | 拠出(寄附)者氏名 |
| 保証金（建物） |  | 円 |  |
| 小　　　　　　　計 |  | 円 |  |

* その他の例として、敷金、保証金が考えられる。必要に応じ評価書を添付。

拠出額の合計は、XX,XXX,XXX円とする。

上記拠出金額は相当な金額であることを証明します。

令和　　年　　月　　日

職名　　　　　　　氏名

※作成上の注意４を参照してください

（作成上の注意）

１．現金以外の財産の拠出（寄附）について、詳細に記載すること。

（主な現物拠出（寄附）財産の種類と評価額）

預金　・・・・・・・・・　残高証明の額の範囲

医業未収金　・・・・・・　直近２か月の診療分の払込通知の額の範囲

不動産、借地権　・・・・　不動産鑑定評価書又は固定資産評価証明書の額

建物（その付属設備を含む）・・・・・・・・　減価償却した簿価

医療用器械備品（その付属設備を含む）・・・　減価償却した簿価

その他の器械備品（その付属設備を含む）・・　減価償却した簿価

電話加入権　・・・・・・　時価

保証金等　・・・・・・・　契約書の金額

　　　　　　　　　　　　　（契約書に償却に関する条項がある場合は償却後の金額）

２．２以上の施設を所有(開設)する場合は、それぞれの施設ごとに区分し、小計を付すこと。

３．有形固定資産(非償却資産を除く。)については、取得原価から減価償却累計額を控除した価額を評価額とすること。その際、各資産ごとに取得原価と控除する減価償却累計額を示す書類を添付すること。(確定申告時に使用する電算様式を使用しても差し支えない。)

４．社団である医療法人を設立する際の現物拠出について、その価額の総額が５百万円以上の場合は、現物拠出財産の価額が相当であることについて、弁護士、弁護士法人、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人の証明（現物拠出財産が不動産である場合にあっては、当該証明及び不動産鑑定士の鑑定評価。）が必要であること。

設立時の負債内訳書

（様式４）

（借入れに係わるもの）

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 借入先 | 借入年月日 | 借入金額 | 借入金の使途 | 返済額 | 未返済額 | １月当返済額 | 拠出者 |
| 拠出財産 | その他 | 負債引継額 | その他 |
| ○○銀行△△支店□□信用組合 | ○年○月○日○年○月○日 | ○○○円○○○円 | エックス線装置　○○○円電気メス　○○○円 | 運転資金　○○○円運転資金　○○○円 | 　○○○円　○○○円 | 　○○○円　○○○円 | 　○○○円　○○○円 | 　○○○円　○○○円 | ○○○○○○○○ |
| 計 　○○○円 | 計 　○○○円 | 計 　○○○円 | 計 　○○○円 | 計　○○○円 |  |

* 医療法人設立に際し引継ぐ借入金額の計算書（例）を添付すること。

（リース物件に係わるもの）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| リース元 | リース物件 | 規格数量 | リース期間 | 取得価格相当額 | 既支払額 | 負債引継額 | １月当リース料 | 拠出者 |
| ○○リース株式会社 | 心電計（型式○○） | １ | Ｈ○年○月○日～Ｈ○年○月○日 | ○○○円 | ○○○円 | ○○○円 | ○○円 |  |
| 計　　○○○円 | 計　　○○○円 | 計　　○○○円 | 計　○○円 |  |

作成上の注意

１．現物拠出（寄附）財産の取得時に発生した負債は、医療法人に引き継ぐことができること。ただし、運転資金に係る金銭拠出（寄附）に要した

費用については、医療法人に引き継ぐことができないこと。

　　よって、借入金の一部を医療用機械備品等の取得に当てた場合は、未返済額を按分して引継ぎ可能な負債額を求めること。

　（例）未返済額９００万円×医療用機械備品等の取得に当てた費用８００万円／当初借入金１，０００万円＝引継ぎ可能な負債額７２０万円

　　　　また、当初借入金の全額を医療用機械備品等の取得に当てたが、その後借換えを行ったため、拠出（寄附）財産と未返済額との間に直接

　　　　関係がなくなってしまった場合は、次の要領で引継ぎ可能な負債額を求めること。

　（例）当初１，０００万円を借入れ、未返済額が６００万円になった時点で、借換えを行い、新規借入れ４００万円を含め新たに１，０００万円

　　　　の借入れを起こし、現在の未返済額３００万円である場合（借換え借入金のうち新規４００万円は、運転資金に消費したものとする。）

　　　　借換え借入金未返済３００万円×当初借入金の未返済額６００万円／借換え借入金１，０００万円＝引継ぎ可能な負債額１８０万円

２．負債額を証明するための添付書類としては、以下のものが考えられること。

　（借入れに係わるもの）

　　金銭消費貸借契約書、返済計画書等の写し、負債残高証明及び債務引継承認願（負債全額又は負債の一部を法人に引継ぐ場合）

　（リース物件（ファイナンス・リース契約によるものに限る。）で、医療法人設立後、リース取引に係る会計基準による処理を行う場合）

　　リース契約書等の写し、負債残高証明及び債務引継承認願（リース物件を法人に引継ぐ場合）

３．上記の添付書類は一般例として示したものであり、個々の負債の内容により、それを証する書類が異なることはあり得る。

医療法人設立に際し引き継ぐ借入金額の計算書

（例）　（借入れに係わるもの）

① 平成○年○月○日に借入れた金額

 ○○銀行　□□支店 １０，０００，０００円

計 １０，０００，０００円

医療法人設立に際し拠出（寄附）する設備投資等に要した額

 建　物（平成×年×月×日支出）　　　　８，０００，０００円 （支払先　(株)△△△）

 保証金（平成△年△月△日支出）　　　　５，０００，０００円 （支払先　○○○○）

計 １３，０００，０００円

 現在の借入金額 ６，０００，０００円

計 ６，０００，０００円

※ 医療法人設立に際し引継ぐ借入金額

１３，０００，０００円 ÷ １０，０００，０００円 × １００ ＝ １３０％ → １００％

０６，０００，０００円 × １００％ ＝ ６，０００，０００円

② 平成○年○月○日に借入れた金額

 ◎◎銀行　△△支店 ２，１００，０００円

計 ２，１００，０００円

医療法人設立に際し拠出（寄附）する設備投資等に要した額

 超音波洗浄機（平成×年×月×日支出）　　２００，０００円 （支払先(株)□□）

 ユニット３台（平成△年△月△日支出）　１，０００，０００円 （支払先(株)◎◎◎◎）

計 １，２００，０００円

 現在の借入金額 １，０００，０００円

計 １，０００，０００円

※ 医療法人設立に際し引継ぐ借入金額

１，２００，０００円 ÷ ２，１００，０００円 × １，０００，０００円 ＝ ５７１，４２８円

注１：複数の借入がある場合は、それぞれについての引継額の合計が、全体の借入総額となる。

注２：支出日は、借入日よりも後の日付であること。

注３：借入金の借換えがある場合には、その借換え経過を証明する書類を添付すること。

注４：根拠資料の内容に則して記載すること。

注５：根拠資料で確認できないもの及び借入日から購入日等が半年を超えるものについては引き継ぐことができません。

（借入金を法人に引き継ぐ場合の証明書例）

（様式５）

令和　　年　　月　　日

（金融機関名）

※申請書（素案）提出日から本申請書提出日までの日付を記載します。

（代表者名）　　　　様

住　所

氏　名

負債残高証明及び債務引継承認願

私の開設する△△△診療所は、このたび医療法に基づく医療法人に組織変更し、医療法人○○会を設立し、同法人が△△△診療所を開設することになりました。

つきましては、私が貴○○との間に締結した平成○年○月○日付金銭消費貸借契約証書により借り受け負担している債務元金○○○円也（平成○年○月○日現在額金○○○円也）及びこの債務から生ずる一切の債務を前記の法人設立のうえは同法人に引き継ぎたく、横浜市長に設立認可申請書を提出するに当たり、貴○○のご証明及びご承認を得たくお願いします。

上記の件証明及び承認します。

令和　　年　　月　　日

※右上の日付以降、本申請書提出日までの日付としてください。

所在地

金融機関名

代表者名

* 金銭消費貸借契約証書の写し、返済予定表を添付すること。
* 借入金の一部のみを引き継ぐ場合は、「債務当初元金　　円也のうち債務当初元金　　円也及びこの債務から生ずる一切の債務」とする。この場合、引継ぎ可能な借入金の額は、様式４で確定した引継ぎ可能な借入金（負債引継額の欄）の額と一致する。

（様式６）

（リース物件を負債として引き継ぐ場合の証明書例）

令和　　年　　月　　日

（リース会社名）

※申請書（素案）提出日から本申請書提出日までの日付を記載します。

（代表者名）　　　　様

住　所

氏　名

負債残高証明及び債務引継承認願

私の開設する△△△診療所は、このたび医療法に基づく医療法人に組織変更し、医療法人○○会を設立し、同法人が△△△診療所を開設することになりました。

つきましては、私が貴○○との間に締結した平成○年○月○日付リース契約証書（契約番号○○○○○）による債務元金　　　　円也（平成○○年○○月○○日現在額金　　　　円也）及びこの債務から生ずる一切の債務を前記の法人設立のうえは同法人に引き継ぎたく、横浜市長に設立認可申請書を提出するに当たり、貴○○のご証明及びご承認を得たくお願いします。

上記の件証明及び承認します。

令和　　年　　月　　日

※右上の日付以降、本申請書提出日までの日付としてください。

所在地

リース会社名

代表者名

※ リース契約書（約款を含む）の写し、支払予定表等を添付すること。

（リース契約を賃貸借契約として引き継ぐ場合の証明書例）

（様式６－２）

令和　　年　　月　　日

（リース会社名）

※申請書（素案）提出日から本申請書提出日までの日付を記載します。

（代表者名）　　　　様

住　所

氏　名

リ－ス契約引継承認願

私の開設する△△△診療所は、このたび医療法に基づく医療法人に組織変更し、医療法人○○会を設立し、同法人が△△△診療所を開設することになりました。

つきましては、私が貴○○との間に締結した平成○年○月○日付リース契約書（契約番号○○○○○）の賃借人の名義を、前記の法人設立のうえは同法人に引き継ぎたく、横浜市長に設立認可申請書を提出するに当たり、貴○○のご承認を得たくお願いします。

上記の件承認します。

令和　　年　　月　　日

※右上の日付以降、本申請書提出日までの日付としてください。

所在地

リース会社名

代表者名

※ リース契約書（約款を含む）の写し、支払予定表等を添付すること。

開設しようとする診療所の概要

（様式７）

|  |  |
| --- | --- |
| 名　　称 |  |
| 所 在 地 |  | 電　話 | （ ） － |
| 所管保健所名 | 横浜市保健所 |
| 診療科目 |  |
| 病 床 数 | 床 |
| 管 理 者 | 氏　名　○○○○ |
| 医　籍　　第　　　　　　　　号（　　　　　年　　月　　日登録） |
| 職　　員※該当する職種だけ記載します。不要な欄は削除してください。 | 職　　　種 | 現　　　員 | 職　　　種 | 現　　　員 |
| 常　勤 | 非常勤 | 常　勤 | 非常勤 |
| 医　　　　　師歯　科　医　師看　　護　　師准　看　護　師歯 科 衛 生 士看 護 補 助 者薬　　剤　　師栄　　養　　士診療放射線技師 | １人１人０人１人 | １人０人２人１人 | 歯 科 技 工 士理 学 療 法 士作 業 療 法 士・・事　　務　　員 | ２人 | ０人 |
| 合　　　計 | ○人 | ○人 |
| 診 療 日 | ○曜日及び祝日を除く毎日 |
| 診療時間※非常勤医師がない場合は、「該当なし」と記載します。 | 月～金　午前○時から○時まで　　　　午後○時から○時まで　土　　午前○時から○時まで |
| 非 常 勤医 師 の勤務状況 | ○○○○（内科、小児科）月　　午前○時から午後○時まで□□□□（宿直）　　火、木　　午後○時から午前○時まで |

注１．現員欄は、常勤と非常勤、職種別に分けて記入すること。

２．次の書類を添付すること。

（１）周辺の概略図：最寄り駅、主要道路、目標が表示され、最寄り駅から目標までの記載

がある（ラインマーカーで明示）。

（２）診療所の敷地図：地積図であることが望ましい。ビルの一室で開設する場合はフロア図も伴わせて添付し、診療所の範囲を記載（ラインマーカーで明示）すること。

（３）診療所の平面図：構造、出入口、用途等がわかるようなものであること。診療所の範囲をラインマーカーで明示すること。

３．土地、建物を賃貸借する場合は下記の書類

（１）賃貸借契約書（写し）

（２）覚書…従来個人で契約している不動産を、法人が引き続き賃借する場合（様式13を参照)

※実状に合わせ契約を締結することも可能です。

（３）不動産登記の登記事項証明書

（４）不動産を法人関係者から賃借する場合は賃借料の算出根拠資料を添付（様式12を参照）

履　　歴　　書

（様式８）

現 住 所

※ふりがなを記載します。

氏　　名

生年月日

学　　歴

* 概ね高校以上について記載
* 医師（歯科医師）については医師（歯科医師）免許証番号、登録年月日を記載すること。
* その他の有資格者（例：看護師、歯科衛生士等）についても免許証番号、登録年月日を

記載すること。

職　　歴

昭和○○年　○月　　○○病院○○科に常勤医師として勤務

平成○○年○○月　　○○病院を退職

平成○○年　○月　　○○診療所開設。管理者に就任。現在に至る

* できるだけ詳細に記載してください。
* 職歴期間がわかるように記載してください。

　例：平成○○年○月　入職、平成○○年○月　退職

賞　　罰

* ない場合は　なし　と記入すること

以上のとおり相違なく、医療法人の役員としての欠格事由には該当しません。

令和　　年　　月　　日

氏　　名

注１．設立者及び役員全員分を作成すること

２．印鑑登録証明書を添付すること

３．他の医療法人及び営利法人の役員の職についている場合は必ず職歴欄に記載すること。

４．現住所は印鑑登録証明書と同じ表記にすること。

（様式９）

令和　　年　　月　　日

医療法人○○会

設立代表者　○○○○○　様

理事長

理　事

理　事

理　事

理　事

監　事

役員就任承諾書

私達は医療法人○○会設立のうえは、それぞれ頭書の職名のとおり役員に就任することを承諾します。

（様式１０）

令和　　年　　月　　日

医療法人○○会

設立代表者　○○○○○　様

氏　名

管理者就任承諾書

※設立総会日を記載します。

令和　　年　　月　　日開催の医療法人○○会の設立総会において、医療法人○○会が開設しようとする△△△診療所の管理者に選任され、その就任を承諾します。

注：医師免許証の写しを添付すること。（福祉保健センターの原本証明は不要）

役員及び社員の名簿

※設立総会日を記載します。

（例）当診療所の管理者、当診療所の事務員、他診療所の医師、他診療所の管理者、会社員、無職　など

（様式１１）

（令和　　　年　　　月　　　日現在）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 氏名 | 生年月日 | 住所 | 職業 | 拠出（寄附）額 | 理事長との関係 |
| 役員 | 理事長理　事理　事理　事監　事 |  |  |  |  |  |  |
| 計　○　名 | － | － | － | 円 | － |
| 社員 |  |  |  |  |  |  |
| 計　○　名 | － | － | － | 円 | － |

（作成上の注意）

　１．財団である医療法人については、社員欄を評議員に変えて記載すること。

２．拠出（寄附）額は、純資産額を記載すること。

（設立しようとする医療法人と医療法人の役員等が不動産賃貸借契約を締結する場合）

（様式１２）

近傍類似について

※消費税込の額を記載します。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 所在地 | 月額賃料（Ａ） | 延べ床面積（Ｂ） | ㎡当たりの単価（Ａ）／（Ｂ） |
| 当該物件 |  |  |  |  |
| 参考物件１ |  |  |  |  |
| 参考物件２ |  |  |  |  |
| 参考物件３ |  |  |  |  |

添付書類

　１．当該物件と参考物件の位置関係が分かる明細地図（当該物件と参考物件をラインマーカーで明示すること。）

２．参考物件の根拠資料（例：住宅情報誌の写し、住宅情報ホームページ）

（様式１３）

（建物等不動産賃貸借契約を引き継ぐ場合の覚書の例）

覚　　　　　　　書

〈記入例〉

　○○不動産（以下「甲」という。）と、○○　○○（以下「乙」という。）は、甲乙間で締結した平成○○年○○月○○日付け賃貸借契約（以下「契約書」という。）の乙の表示に関し下記のとおり取り決めた。

記

契約書における乙の表示は、乙が横浜市長に申請中の医療法人の設立が登記された日をもって「医療法人○○会」（理事長（氏　　　名）、（法人の住所））と読み替える。

賃貸借契約期間についても長期間とする。

本覚書の成立を証するため本書２通を作成し、当事者各１通を所持する。

　　　　令和　　年　　月　　日

甲　　住　所

　　　会社名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名　　　　　　　　　　　　印

乙　　住　所

※自宅の住所

　　　医療法人○○会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 設立代表者　　　　　　　　　　　印

（作成上の注意）

１．下記の２つの要素を満たすものであれば、「不動産賃貸借契約引継承認書」「念書」「確認書」等その様式、形態を問わないこと。

・賃貸人を個人から法人に引き継ぐための「読替の特約」

・長期間にわたり賃貸借契約を継続することの保証

２．貸主が複数である場合には、甲欄を連名で作成するか、貸主ごとに作成するかいずれかの方法で構わないこと。

３．改めて賃貸借不動産契約を締結する場合は、上記１の２つの要素を満たし、設立代表者として契約を締結すること。

（様式１４）

設立代表者の原本証明

次の書類の写しは、原本と相違ないことを証明する。

（リース物件引継を含む）

１　金銭消費貸借契約証書、負債残高証明及び債務引継承認願

２　リース契約書及びリース契約引継承認願

３　医師（歯科医師）免許証

※書類（例）を記載しています。

それぞれの契約名称に変更してください。

４　不動産賃貸借契約書

５　その他

※書類（例）を記載しています。

それぞれの契約名称に変更してください。

例：建物賃貸借契約書、事業用不動産賃貸借契約など

令和　　年　　月　　日

医療法人○○会

設立代表者　○ ○ ○ ○

注１．日付欄は空欄にして下さい。後日提出する副本は、連絡された日付を記入してください。

医療法人○○会設立総会議事録

（様式１５）

１　日　時　　令和　　年　　月　　日（　）　　　時　　分～　　　時　　分

２　場　所　　横浜市○○区○○町○○番地　○○診療所○○○室　に於いて

３　出席者の住所及び氏名

　　　　　　　横浜市○○区○○町○○番地　　○○　○○

　　　　　　　横浜市○○区○○町○○番地　　○○　○○

　　　　　　　　　　　　　　　：

　　　　　　　横浜市○○区○○町○○番地　　○○　○○

４　議　事

医療法人○○会を設立するため、上記のとおり設立者全員が出席した。議長を選出すべく、全員で互選したところ○○○○が選ばれ、本人はこれを承諾し議長席につき、○時○分開会を宣し、議事に入った。

第１号議案　医療法人設立趣旨承認の件

設立者□□□□は発言し、本法人設立の趣旨を別紙「医療法人○○会設立趣意書」案のとおり述べた。

議長は、本趣旨の承認を全員に諮ったところ、全員異議なくこれを承認し、本案は可決された。

第２号議案　社員確認の件

議長は発言し、本法人が横浜市長の認可を受けて設立されたときは、本設立総会に出席した設立者全員が本法人の社員となることを述べたところ、全員異議なくこれを承認し、本案は可決された。

第３号議案　定款承認の件

議長は、本法人の定款案を朗読し、全員に諮ったところ、全員異議なくこれを承認し、本案は可決された。

第４号議案　拠出(寄附)申込み及び設立時の財産目録承認の件

議長は発言し、本法人設立の資産とするため、拠出(寄附)を受けたい旨を述べたところ、設立者のうちから次のとおり拠出(寄附)したい旨の申込みがあった。

（氏　名）　建　　物 （拠出(寄附)金額） 円

　　　　　　預　　金 円

　　　　　　機械器具 円

（氏　名）　預　　金 円

（氏　名）　預　　金 円

　　　　　　　　合　　計 円

（※以下、拠出金に関する事項については、寄附の場合は記載不要。）

また、□□□□は発言し、当該拠出金に関し、次のように述べた。

拠出金は医療法人○○会設立認可後○○年間が経過した後に、拠出者に返還するものであり、金銭以外の資産に係る拠出金の返還については、拠出時における当該資産の価格をもって返還すること。

医療法人が解散した場合には、他の債務の弁済後でなければ拠出金を返還することができないこと。

拠出金は利子を付して返還しないこと。

また、□□□□は発言し、建物の建設資金として○○銀行から借入金があり現在○○円の借入残金があるが、建物を拠出(寄附)するに際し、この残金の返済を債権者の承認を得て設立する法人に引継ぎたいと述べた。

また、○○リース会社からのファイナンス・リース契約によるリース物件である医療用器械器具があり現在○○円のリース料が残金となっているが、法人設立の際はリース取引に係る会計基準を採用することとし、この残金の支払いを債権者の承認を得て設立する法人に引き継ぎたいと述べた。

議長は、前記の拠出(寄附)金及び債務引継の件について全員に諮ったところ、一同これを確認し、設立時の負債金額を金○○円とすることを承認した。

議長は発言し、この結果本法人設立時の純資産額は、金○○○円とし、その財産目録は別紙のようになると示したところ、一同これを承認し、本案は可決された。

第５号議案　初年度及び次年度の事業計画案並びに収支予算案承認の件

議長は発言し、初年度及び次年度の事業計画案並びにこれに伴う予算案を一同に示すとともに詳細に説明をなし、承認を求めたところ、全員異議なく承認し、本案は可決された。

第６号議案　役員及び管理者の選任の件

議長は発言し、第３号議案で可決した定款に規定されているところに従い、本法人の役員及び管理者を選任したい旨を述べ、設立者間で協議したところ次のように選任された。

理　事　　○ ○ ○ ○（△△△診療所管理者）

　同　　　△ △ △ △

　同　　　△ △ ○ ○

監　事　　□ □ □ □

選任された者は、各自この就任を承諾した。

ついで議長は、理事長を選任したい旨を述べ、理事に決定した者の内から、次のように互選された。

理事長　　○ ○ ○ ○

選任された者は、この就任を承諾した。

第７号議案　設立代表者の選任の件

議長は発言し、医療法人の設立は、原則として設立者全員の連署で横浜市長に申請することとなっているが、ここで設立代表者を１名選任し、設立に関する一切の権限を委任したい旨を述べたところ、一同これに賛成したので、設立代表者を互選したところ、次の者が選任された。

設立代表者　○ ○ ○ ○

選任された者は、これを承諾した。

第８号議案　本法人の開設する△△△診療所の建物を賃借する契約の承認の件

議長は発言し、現在設立者□□□□氏が個人で開設している△△△診療所の建物○○㎡については所有者○○○○氏から賃借しているので、本法人を設立するに際し、所有者と本法人設立代表者とが覚書を締結する必要があることを述べ、覚書案を示し、これの承認を求めたところ、全員異議なく承認し、本案は可決された。

第９号議案 本法人の使用する医療機器等のリース契約引継の承認の件

議長は発言し、現在、○○リース会社と診療所で使用する医療用器械備品についてリース契約を締結しているが、本法人を設立するに際し、現在の契約を継続し賃借人の名義を変更する必要があることを述べ、リース契約引継承認願案を示し、これの承認を求めたところ、全員異議なく承認し、本案は可決された。

以上をもって医療法人○○会の設立に関するすべての議事を終了したので議長は閉会を宣した。

本日の決議を確認するため、設立者全員が記名押印する。

設　立　者 ○ ○ ○ ○

　　同　　 △ △ △ △

　　同　　 △ △ ○ ○

　　同　　 □ □ □ □

注１．本議事録は参考例であるので、これに準じて議事の経過の概要及び結果を明確に記載すること。

２．役員は理事３人以上、監事１人以上とすること。

３．理事の中には原則として法人の開設する医療施設の管理者を全て入れること。

（病院、療養病床を有する診療所の概要記載例）

（様式１６）

開設しようとする診療所（病院）の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 名　　称 |  |
| 所 在 地 |  | 電　話 | （ ） － |
| 所管保健所名 | 横浜市保健所 |
| 診療科目 |  |
| 病 床 数 | 　　　　床 |
| 管 理 者 | 氏　名 |
| 医　籍　　第　　　　　　　　号（　　　　　年　　月　　日登録） |
| 職　　員非常勤常勤 | 職　　　種 | 定　員 | 現　員 | 職　　　種 | 定　員 | 現　員 |
| 医　　　　　師歯　科　医　師看　　護　　師准　看　護　師歯 科 衛 生 士看 護 補 助 者薬　　剤　　師栄　　養　　士診療放射線技師 | 人 | 人人 | 歯 科 技 工 士理 学 療 法 士作 業 療 法 士・・・・・事　　務　　員労　　務　　員 | 人 | 人 |
| 合　　　計 | 人 | 人 |
| 敷　地 | 　　　　　　　㎡（うち借地　　　　　㎡） （付近案内図及び平面図添付） |
| 建　物 | 延　　　　　　㎡（構造、用途及び各室の面積を示す図面） |
|  | 鉄筋コンクリート○階建　　延 ㎡（外来、管理棟） ① 診　療　室 ○室 ㎡ 内　　科 ㎡ 外　　科 ㎡ ○ ○ 科 ㎡ ② 処　置　室 ㎡ 内　　科 ㎡ 外　　科 ㎡ ○ ○ 科 ㎡ ③ 調　剤　室 ㎡ ④ 手　術　室 ㎡　⑤ 臨床検査室 ㎡ ⑥ エックス線室 ㎡ ： |

|  |  |
| --- | --- |
|  |  ： ⑩ 病室（　　　室） ㎡ ○ ○ 棟 ㎡ ○人×○室＝ 人（一般） ○人×○室＝ 人（一般） ○人×○室＝ 人（一般） ○ ○ 棟 ㎡ ○人×○室＝ 人（一般） ○人×○室＝ 人（一般） ○人×○室＝ 人（一般） ： ○ 事　務　室 ㎡ ○ 医　　　局 ㎡ ○ 医療宿直室 ㎡ 医　　　師 ㎡ 看　護　師 ㎡ そ　の　他 ㎡ ○ 厨　　　房 ㎡ ○ ㎡ ： ○ 従業員宿舎 ㎡ 医 師 用（所在地） ○戸（室） 看護師用（所在地） ○戸（人用） ： |
| 診 療 日 | 日曜日及び祝日を除く毎日 |
| 診療時間 | 月～金　午前○時から○時まで　　　　午後○時から○時まで　土　　午前○時から○時まで |
| 非 常 勤医 師 の勤務状況 | ○○○○（内科、小児科）月　　　午前○時から午後○時まで□□□□（宿直）　　　　火、木　午後○時から午前○時まで |

注１．現員欄は、常勤と非常勤、職種別に分けて記入すること。

２．次の書類を添付すること。

（１）周辺の概略図：最寄り駅、主要道路、目標が表示し、最寄り駅から目標までをラインマーカーで明示すること。

（２）敷地図：

ア　地積図であることが望ましい。

イ　拠出（寄附）者が２人以上又は拠出（寄附）と借地がある場合には、朱線等で明確に区分

すること。

（３）建物平面図：

ア　構造、出入口、用途等がわかるようなものであること。

イ　縮尺は任意であるが、１００～２００分の１程度が望ましい。

ウ　拠出（寄附）者が２人以上又は拠出（寄附）と借地がある場合には朱線等で明確に区分

　　すること。

３．病院及び療養病床を有する診療所は、この様式による。

（様式１７）

設立後２年間の事業計画

初年度（令和　　年　　月　　日 ～ 令和　　年　　月　　日）

※予算書は事業計画に基づき作成します。

要旨を設立趣意書（様式２）に記載します。

次年度（令和　　年　　月　　日 ～ 令和　　年　　月　　日）

※予算書は事業計画に基づき作成します。

要旨を設立趣意書（様式２）に記載します。

設立後２年間の予算書

注１．当該年度に行おうとする事業計画、建物増改築計画、物品購入計画、病床計画、資金及び債務の弁済計画、職員採用計画、収支見込等該当するものを箇条書きにすること。

２．この事業計画は、予算の内容に関連するので、予算書と一致させること。

３．設立趣意書の事業計画と一致させること。

（収入予算額総括表） （単位：千円）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 科 目 | 初年度（　か月） | 次年度 | 対医業収入比（％） |
| 初年度 | 次年度 |
|  医 業 収 入  |  |  | 100.0 | 100.0 |
|  入 院 収 入 |  |  |  |  |
|  外 来 収 入※病床が無ければ「入院収入」を削除します。 |  |  |  |  |
|  そ の 他 |  |  |  |  |
|  医 業 外 収 入 |  |  |  |  |
|  借 入 金 |  |  |  |  |
|  拠 出 金 等 |  |  |  |  |
|   |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |

（支出予算額総括表） （単位：千円）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 科 目 | 初年度（　か月） | 次年度 | 対医業収入比（％） |
| 初年度 | 次年度 |
|  医 業 費 用  |  |  |  |  |
|  医 業 外 費 用 |  |  |  |  |
|  施 設 整 備 費 |  |  |  |  |
|  施 設 整 備 費 |  |  |  |  |
|  医療機器購入費 |  |  |  |  |
|  借入金（元金）返済 |  |  |  |  |
|  法 人 税 等 |  |  |  |  |
|   |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |

（運転資金）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：千円）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 必 　要 　額 | 準 　備 　額 | 内訳 | 拠出金等 |  |
|  |  | 窓口収入 |  |

（作成上の注意）

１．事業計画書の内容（様式１７）と一致させること。

２．対医業収入比欄には、科目毎に年度毎の医業収入比を記入すること。（小数点２位四捨五入）

３．｢拠出金等｣は、財産目録(様式３)のうち、｢預金｣及び｢医業未収金｣を合算したものである。

４．法人税等（租税公課）は、発生主義に則って記載すること。

よって、実際の納税は翌年度になる場合でも、税金相当額は初年度に計上すること。

５．運転資金「準備額」は、「必要額」の同額以上であること。

６．運転資金「必要額」の求め方

必要額＝初年度支出（医業費用＋医業外費用＋借入金（元金）返済）の２か月分

７．運転資金「準備額」の求め方

準備額＝現物拠出財産（預金＋医業未収金）＋窓口収入の２か月分

予算明細書（収入）

※初年度、次年度のどちらなのか記載します。

※１年に満たない場合、

○か月と記載します。

※設立趣意書（様式２）と初年度の1日平均外来患者数は一致します。

初（次）年度

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ※病床がなければ行を削除します。 | １日平均 | １ヵ月平均 | １ 年 |
| 入 院 患 者 数 | 人 | 人 | 人 |
| 外 来 患 者 数 | 人 | 人 | 人 |

注１．入院患者数（１年）＝入院患者数（１日平均）×３６５（３６６）日とする。

２．外来患者数（１年）＝外来患者数（１ヵ月平均）×１２とする。

３．初年度が１年に満たない場合は、実月数で計算する。

（収入）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 科 目 | 金額（千円） | 内 容 説 明 |
| 医 業 収 入 |  |  |
|  入 院 収 入※病床がない場合、「入院収入」の科目を全て削除します。 |  |  |
|  自 費 収 入 |  | 平均 円×年間 人 |
|  社会保険等収入 |  | 平均 円×年間 人 |
|   |  | 平均 円×年間 人 |
|  外 来 収 入※１年に満たない場合、「年間」を「○か月」と記載します。 |  |   |
|  自 費 収 入 |  | 平均 円×年間 人 |
|  社会保険等収入 |  | 平均 円×年間 人 |
|  文 書 料 |  | 診断書発行 円×年間 件等 |
|  そ の 他 |  | 集団検診料等 |
| 医 業 外 収 入 |  |  |
|  受 取 利 息 |  | 預託金の利息 |
|  そ の 他 |  | 従業員などの給食収入等 |
| 借 入 金 |  | 銀行などからの借入金 |
| 拠 出 金　等 |  | 預金、医業未収金の合計 |
|  |  | （次年度のみ） |
| 計 |  |  |

（作成上の注意）

１．不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、「その他」のうち金額の多いものについては、当該支出を示す名称を付した科目をもって計上しても差し支えないこと。

２．内容説明欄において、入院・外来それぞれの自費患者数と社保患者数の合計が、「入院･外来患者数表」の１年間の患者数と一致すること。

３．自賠法、労災法等による診療報酬は、自費収入に入れること。

４．収入については、初年度は拠出金はあるが、次年度はこれがなく（拠出(寄附)があれば別）、代わりに前年度繰越金が入る。

５．初年度、次年度の２年分作成すること。

６．開設する医療施設ごとに収入内訳書を作成すること。

予算明細書（支出）

（支出）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 科 目 | 金額（千円） | 内 容 説 明 |
| 医 業 費 用 |  |  |
|  給 与 費 |  |  |
|  職 員 給 与 |  | 給与費内訳書の職員給与のとおり |
|  退職給与引当金 |  |  |
|  法 定 福 利 費 |  |  |
| 　　役　員　報　酬 |  | 給与費内訳書の役員報酬のとおり |
|  材 料 費 |  |  |
|  医 薬 品 費 |  |  |
|   |  |  |
|  診 療 材 料 費 |  |  |
|  医療消耗備品費 |  |  |
|  経 費 |  |  |
|  福 利 厚 生 費 |  | 福利施設負担額など法定外福利費 |
|  旅 費 交 通 費 |  | 業務のための出張旅費 |
|  職 員 被 服 費 |  | 従業員に支給又は貸与する白衣等 |
|  通 信 費 |  | 電話料、郵便料金等 |
|  消 耗 品 費 |  | 事務用品費等 |
|  会 議 費 |  | 諸会議費等 |
|  光 熱 水 費※該当のない科目は金額欄に０と記載し、内容説明を削除します。 |  | 電気料、ガス料、水道料等 |
|  修 繕 費 |  | 有形固定資産の修繕料 |
|  賃 借 料 |  | 土地、建物等の賃借料 |
|  保 険 料 |  | 火災保険料等 |
|  交 際 費 |  | 接待費及び慶弔など交際に要する費用 |
|  租 税 公 課 |  | 固定資産税等 |
|  そ の 他 |  |  |
|  委 託 費 |  | 検査､給食､寝具､医事､清掃､保守等の委託費 |
|  そ　　の　　他 |  | 研究研修費、本部費等 |
| 医 業 外 費 用 |  |  |
|  支 払 利 息 |  |  |
|  そ の 他※内容説明（例）です。実状に合わせ変更してください。記載するときは、なるべく「等」を用いず、詳細に記載してください。 |  |  |
| 施 設 整 備 費 |  |  |
|  施 設 整 備 費 |  |  |
|  医療機器購入費 |  |  |
|  そ の 他 |  |  |
|  |  |  |
| 法 人 税 等 |  |  |
|  |  |  |
| 計 |  |  |

給与費内訳書

（作成上の注意）

１．初年度、次年度の２年分作成すること。

２．開設する医療施設ごとに支出内訳書を作成すること。

※初年度の職員数は開設しようとする診療所（病院）の概要（様式７又は様式１６）及び設立趣意書と一致します。次年度においては職員採用計画との整合に注意してください。

　　職 員 給 与　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：千円）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 職 種 |  常 勤 （名） | １人当り月額給与 | 月 額給与計 | 年 間給与計 | 年間賞与 | 年間計 |
|  非常勤 （名） |
|  計 （名） |
| 医 師（歯科医師） |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  計 |  |  |  |  |  |
| 看 護 師 |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  計 |  |  |  |  |  |
| 准看護師※該当の職種だけ記載します。該当のない職種は削除します。 |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  計 |  |  |  |  |  |
| 薬 剤 師診療放射線技師等 |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  計 |  |  |  |  |  |
| 事 務 員具体的な職種を記載してください。 |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  計 |  |  |  |  |  |
| （そ の 他） |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  計 |  |  |  |  |  |
| 合 計 |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  計 |  |  |  |  |  |

※ 年度別、施設別に作成すること（２施設の場合は、２施設×２年＝４枚）

※常勤医師１名（例：理事長）の給与を役員報酬だけで支払うときは、

　職員給与の欄外に「常勤医師１名の給与は役員報酬でまかなう」と記載してください。

　　役　員　報　酬

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 役　職　名 | 氏　　　　名 | 常勤･非常勤の別 | 年　間　報　酬　額 |
| 理事長 | ○○　○○ |  | 円 |
| 理 事 | ○○　○○ |  | 円 |
| ： | ○○　○○ |  | 円 |
| 監 事 | ○○　○○ |  | 円 |
| 合　　　計 |  |  | 円 |

（様式１８）

委　　　任　　　状

（氏名）

（住所）

私達は、　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　を医療法人○○会の設立代表者に選任し、本社団の設立に関する一切の権限を委任します。

令和　　年　　月　　日

住　所

氏　名

住　所

氏　名

住　所

氏　名

住　所

氏　名

住　所

氏　名

住　所

氏　名

注：被選任者を除いて設立者全員が記名押印すること。